

埼玉県第五種共同漁業権のうち  
共第 9 号の免許について



生振第 529 号  
令和5年10月24日

群馬県内水面漁場管理委員会会長 様

埼玉県知事 大野 元裕



第五種共同漁業権の免許について（諮問）

令和5年8月4日付け埼玉県告示第857号で公示した内水面漁場計画のうち、共第9号の漁業権について、別添のとおり免許申請がありましたので、漁業法第70条及び第171条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

担 当 生産振興課 花き・果樹・特産・水産担当 小山  
電 話 048-830-4151  
FAX 048-830-4843

## 内水面漁場計画のうち第五種共同漁業権の漁場計画の概要

### 1 免許の内容たるべき事項

公示 番号	漁業の種類	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域
共 第 1号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、かじか 漁業、わかさぎ漁業、なまず漁 業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、秩父市、飯能 市、東松山市、鴻巣市、深谷市、 比企郡滑川町、秩父郡横瀬町、 皆野町、長瀨町、小鹿野町、大 里郡寄居町	荒川(上流～大芦橋)、 中津川、赤平川、横瀬 川等
共 第 2号	あゆ漁業、うぐい漁業、おいか わ漁業、こい漁業、ふな漁業、 うなぎ漁業、どじょう漁業、わ かさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、川越市、川口市、 所沢市、東松山市、狭山市、鴻 巣市、上尾市、蕨市、戸田市、 入間市、朝霞市、志木市、和光 市、新座市、桶川市、北本市、 富士見市、入間郡三芳町、比企 郡滑川町、嵐山町、小川町、川 島町、吉見町、大里郡寄居町、 東京都清瀬市、東村山市	荒川(大芦橋～笹目 橋)、市野川、びん沼 川、伊佐沼、柳瀬川、 芝川第一調節池等
共 第 3号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい 漁業、おいかわ漁業、こい漁業、 ふな漁業、うなぎ漁業、どじょ う漁業、かじか漁業、わかさぎ 漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川越市、飯能市、東松山市、狭 山市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島 市、日高市、入間郡毛呂山町、 越生町、比企郡嵐山町、小川町、 川島町、鳩山町、ときがわ町、 秩父郡東秩父村	都幾川、高麗川、越辺 川、槻川、入間川、有 間川等
共 第 4号	ます類漁業、うぐい漁業、おい かわ漁業、こい漁業、ふな漁業、 うなぎ漁業、どじょう漁業、わ かさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	熊谷市、行田市、本庄市、深谷 市、秩父郡皆野町、長瀨町、児 玉郡美里町、神川町、上里町	小山川、福川、間瀬川
共 第 5号	おいかわ漁業、こい漁業、ふな 漁業、うなぎ漁業、どじょう漁 業、わかさぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	さいたま市、熊谷市、川口市、 行田市、加須市、春日部市、羽 生市、鴻巣市、上尾市、草加市、 越谷市、桶川市、久喜市、北本 市、八潮市、三郷市、蓮田市、 幸手市、吉川市、白岡市、北足 立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、 北葛飾郡杉戸町、松伏町、 茨城県五霞町、東京都足立区、 葛飾区	中川、綾瀬川、元荒川、 大落古利根川、青毛堀 川、備前堀川、葛西用 水路等

共 第 6号	こい漁業、ふな漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	加須市、茨城県古河市	渡良瀬川(栃木県境～利根川との合流点)
共 第 7号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、かじか漁業	1月1日 から 12月31日	飯能市、 東京都青梅市	成木川(末成橋～両郡橋)、直竹川
共 第 8号	こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	川口市、戸田市、 東京都板橋区、北区	荒川(笹目橋～芝川水門)
共 第 9号	あゆ漁業、ます類漁業、うぐい漁業、おいかわ漁業、こい漁業、ふな漁業、うなぎ漁業、どじょう漁業、なまず漁業	1月1日 から 12月31日	行田市、加須市、熊谷市、本庄市、羽生市、深谷市、児玉郡神川町、上里町、 群馬県藤岡市、伊勢崎市、玉村、明和町、千代田町、大泉町	利根川(五料橋～加須市飯積)、 烏川(群馬県境～下流)、神流川(渡戸橋～下流)

2 免許予定日

令和6年1月1日

3 申請期間

令和5年8月21日から令和5年10月2日まで

4 存続期間

令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

5 制限または条件

なし

## 内水面漁場計画のうち第二種区画漁業権の漁場計画の概要

1 免許の内容たるべき事項

免許番号	漁業の種類	漁場の位置	漁場の区域
区第1号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字広木 摩訶池474番地2	摩訶池 391.7アール
区第2号	こいの養殖業	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字 市場17番地	古沼 204.9アール

2 免許予定日

令和6年1月1日

3 申請期間

令和5年8月21日から令和5年10月2日まで

4 存続期間

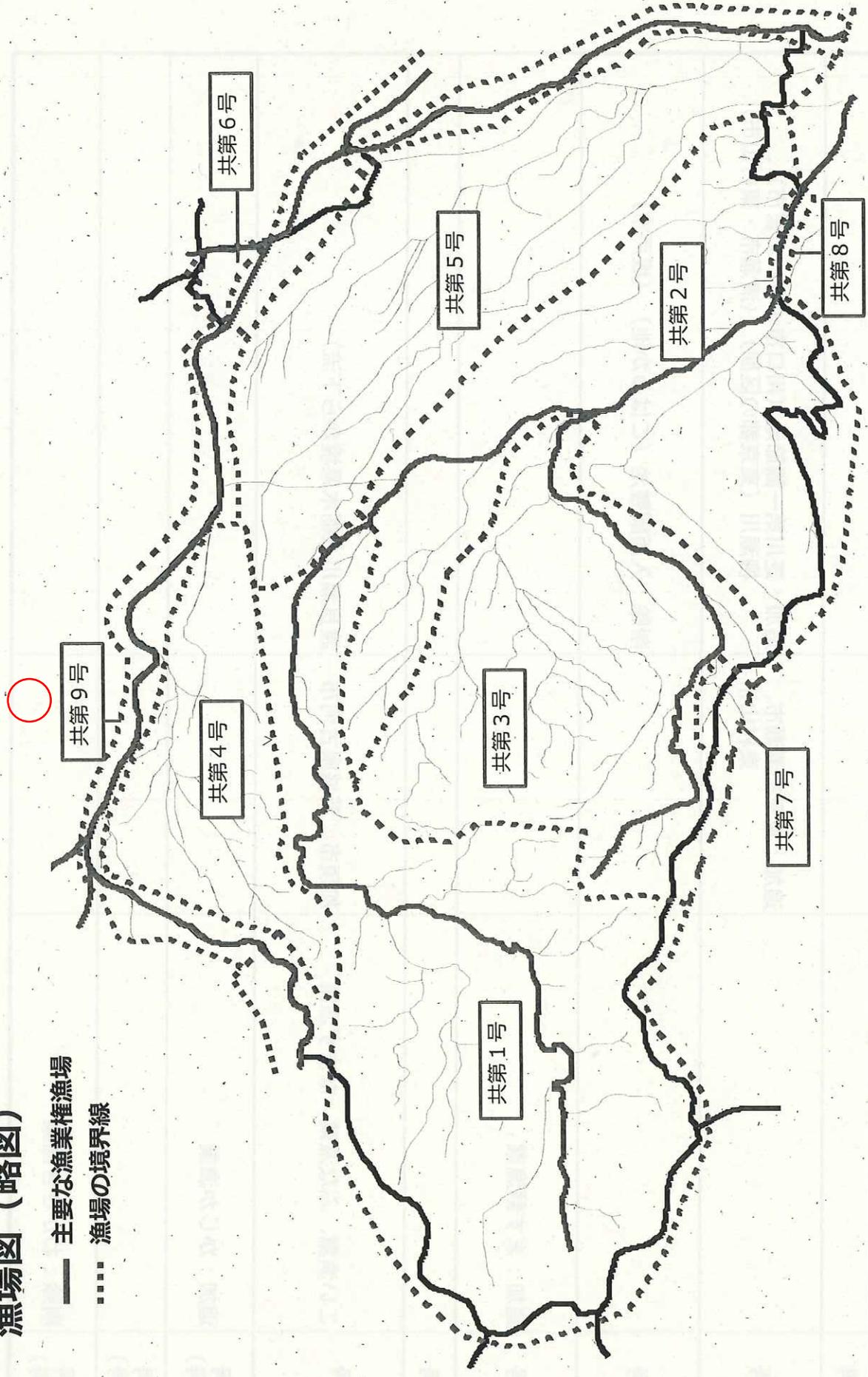
令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

5 制限または条件

なし

# 漁場図 (略図)

- 主要な漁業権漁場
- .... 漁場の境界線



第五種共同漁業権免許申請 審査一覧表

公示番号	申請者		漁業法第71条第1項(免許をしない場合)				審査基準		申請書類					
			漁業法第72条の 適格性を有しない	漁場計画 と異なる 申請	漁業権の 不当集中 のおそれ	所有者 の同意 がない	増殖指針 を満たす 増殖計画	総会の 特別議決	漁業権免 許申請書	組合員 名簿	総(代)会 議事録の 謄本	定款及び 登記事項 証明書	適格正に 関する 証明書	増殖計画
共第9号	(代)烏川	群馬県高崎市倉賀野町794-24	有	同一	無	-	○	○	○	○	○	○	○	○
	埼玉中央	埼玉県熊谷市久下1692-7												
	児玉郡市	埼玉県本庄市本庄4-8-33												
	埼玉県北部	埼玉県加須市騎西51-7												
	東毛	群馬県伊勢崎市曲輪町21-5												

(代):申請の代表者

